

鈴鹿大学長期履修規程

〔平成 27 年 2 月 18 日  
制 定〕

(目的)

**第 1 条** この規程は、鈴鹿大学学則（以下「学則」という。）第 18 条第 3 項の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

**第 2 条** 鈴鹿大学（以下「本学」という。）に、長期履修学生として出願できる者は、本学への受験資格を有し又は本学学生で、かつ、事前相談により履修可能と判断された者とする。

(履修期間)

**第 3 条** 長期履修の期間は、6 年以内とし、在学期間は 10 年を超えることができない。ただし、本学学則第 25 条第 1 項により入学した学生は、3 年以内とし、在学期間は 6 年を超えることができない。

(申請手続)

**第 4 条** 長期履修を志願する者は、「長期履修申請書」（別紙 1）に本学が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(履修期間の短縮)

**第 5 条** 長期履修学生が、当該期間の短縮を希望する場合は、「長期履修における履修期間短縮申請書」（別紙 2）を、希望する修了年度の前年度の 1 月末日までに、学生支援課へ提出しなければならない。

(許可)

**第 6 条** 学長は、第 4 条及び第 5 条の申請があった場合には、教授会の意見を聴いて許可するものとする。

(授業料等の納付)

**第 7 条** 授業料等の納付は、通常の学生の修業年限分の授業料総額を、長期履修として認められた年限で除した額を分割して納付するものとする。

(規程の改廃)

**第 8 条** この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。